

石川県建築住宅センター講習会における質疑回答について(基準法関係)

	質 疑	回 答
1	木造2階建て住宅の中間検査の実施の有無について	中間検査については、今回の法改正で変更はありません。 なお、現在、中間検査の対象は、建築基準法第7条の3第1項第1号に定める3階建て以上の共同住宅のほか、第2号で特定行政庁が指定するものとなっています。 石川県では、県内全特定行政庁が、 (1)一戸建て住宅、共同住宅その他これらに類する住宅で、分譲を目的とするもの (2) 法別表第1(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える建築物で地階を除く階数が3以上のものを指定しています。 よって現在でも「木造2階建て住宅」で分譲目的は、中間検査の対象となっています。
2	木造2階建ての住宅で仕様規定の範囲で構造安全性を確認する場合で基礎に複数の仕様(断面)が存在する場合、構造詳細図に全ての仕様(断面)を記載する必要がありますか？	共通するものは省略可能です。 また、寸法を特記することで法適合が確認可能な場合等は省略可能と考えます。
3	ベタ基礎と布基礎を併用する場合もそれぞれが仕様規定を満たしていれば仕様規定の範囲で構造安全性を確認したものとして申請可能ですか？	異なる構造の基礎の併用は、令38条第2項の規定で原則禁止されており、同第4項には、告示(H12,第1347号)で定める構造計算で安全性の確認が必要とされています。 なお、べた基礎と布基礎は、共に同じ直接基礎ですが、厳格な取扱いをしている特定行政庁もありますので、個別の事前相談時にご確認ください。
4	仕様書に地盤改良内容・構造詳細図(基礎)に地盤改良等を明記と参考図面に記載されていますが、地盤調査前に確認申請を提出する事は不可という事でしょうか？	事前審査申請は、可能ですが、本申請時には地耐力を含め記載が必要です。 支持地盤の地耐力が確定してから申請をお願いします。
5	4月着工になる可能性があると思われる物件において、3月中に提出する予定のある確認申請(3月末か4月頭になる予定)についての書式等についてなのですが、改正建築基準法の施行前の提出は可能でしょうか？	着工が4月以降となった建築物は、改正法の基準が適用となりますので、200㎡超または2階建て(新2号物件)の場合は、新様式で4月1日以降に「本申請」をして頂くこととしています。 但し、3月20日以降であれば、新様式で「事前審査申請」が可能としています。

石川県建築住宅センター講習会における質疑回答について(基準法関係)

	質 疑	回 答
6	着工が4月になった場合、完了検査時に既定の書類を提出するという事でよろしかったでしょうか？それとも、計画変更か何かで申請が別途必要になりますか？	着工が4月以降となった建築物は、改正法の基準が適用となりますので、200㎡超または2階建て(新2号物件)の場合は、速やかに設計内容が改正法の基準に適合しているか否かをチェックして頂き、必要に応じて「省エネ適判」「計画変更」等の手続きを行ってください。 (変更がない場合でも「省エネ適判」が必要な場合など相当の日時を要することがありますので、早めにセンターへご相談ください。)
7	メールでのやり取りは可能でしょうか？	一般的な質問については、メールで可能ですが、個別の案件については、それぞれの窓口でご相談ください。
8	小松の物件なのですが、小松のセンターに問い合わせたところ、金沢のセンターに新書式については聞いて欲しいといわれました。小松の物件もそちらでの事前相談でよろしかったでしょうか？	「小松の物件」の事前相談は、小松事務所でおこなっております。
9	メインの外壁がガルバリウムで、ポーチ部分のみ等、アクセントで窯業系サイディングを使用した場合は、壁量係数はガルバリウムか窯業系サイディングどちらで計算すればよいのでしょうか？	国交省質疑応答集では、仕様が異なる場合は安全側の仕様を選択することとされており、このケースでは窯業系サイディングでの計算となります。但し、面積が微小なため最寄りの特定行政庁に問い合わせさせていただくことも可能です。
10	①敷地内の既存カーポートと物置(10㎡以下)は、用途定不可分として敷地の分割をしなくても申請は出せますか ②申請時、物置は求積図・配置図、カーポートは求積図・配置図・平面図・立面図の提出でよろしいでしょうか ③敷地を分割しない場合、確認申請書では物置とカーポートは申請以外の部分としての扱いになりますか ④敷地を分割しない場合、カーポートは既存でも第四面と第五面は必要でしょうか ⑤敷地を分割しない場合、カーポートに関してどの程度の情報が必要になりますか ⑥カーポートの床面積に関して、平成5年建設省告示第1437号は使えますか	①貴見のとおりですが、敷地単位では増築となりますのでご注意ください ②物置、カーポート共に求積図・配置図・平面図・立面図が必要となる場合があります ③貴見のとおりです ④必要ありません ⑤カーポートに関しては、当該申請に検査済証の添付が必要です ⑥同告示の使用については個別にご相談ください

石川県建築住宅センター講習会における質疑回答について(基準法関係)

	質 疑	回 答
11	①現況、開口部分を人通口の認識ではなく、あくまで基礎立上りが切れている(開口部)としています。開口部として今後も現状を継続可能でしょうか。 ②現況、主筋部はフックにしておりません。フックにした場合でも、安定しないため何かしらの固定は必要と考えます。結束線での固定は緊結にはならないとのことですが、(例:フックを緊結、結束線は補強と考える)設計者の判断となるのでしょうか。 また、主筋・補強筋共に表面に凹凸がありコンクリートと一体的になりやすいと考えております。 ③法改正の規定に不十分が発生してしまった場合なにかしらのペナルティはあるのでしょうか。	① 基礎開口部の補強については、テキストP118を参考としてください。御社の例示は、「左右が独立した立ち上がり部分」という趣旨であれば、それぞれが構造上支障がないことが確認できれば良いと考えられます。 ② ご指摘のとおり、告示の規定により主筋と補強筋は緊結することとされており、テキストP118には「フック付き鉄筋か、同等以上の性能を有している住宅用ユニット鉄筋等」で緊結することとされています。(結束線は鉄筋の位置決めと考えています。)センターでは、「緊結する」と図面等に明記するようにお願いしています。 ③ 建築士又は建築士事務所へのペナルティは、行政庁の権限に属します。センターでは、責任あるお答えが出来ません。
12	1. 構造計算を行う物件について 構造計算書の「偏心率の計算」と「N値の計算」の結果を添付しようと思っています。セミナーの際に、構造計算を行う物件は受け付けないという意味に感じるものがあつたのですが、上記の書類を添付すれば審査可能でしょうか？ 2. 性能評価を取得する物件について着工を急ぐ必要があり、設計住宅性能評価取得前に確認申請を提出したいのですが可能でしょうか。省エネ適判通知書は、確認申請交付前に準備致します。 3. 性能評価を取得する物件について仕様基準で申請することも可能でしょうか。 4.省エネ 軽微変更について 講習資料1※1、P10のルートBについて、各番号の併用不可というお話でしたが、うまく理解できませんでした。①かつ③や、②かつ③等になるのは不可という意味でしょうか。 5.省エネ基準適合について 仕様基準で提出する場合と、省エネ適判で提出する場合、審査に係る日数にどの程度差があるのでしょうか。	センターでは、現在のところ「偏心率の計算」による審査は行っておりませんので、「四分割法」での申請をお願いします。講習会でも説明いたしましたが、センターが責任をもって「迅速かつ正確な審査」を行うため、原則的に構造計算等を含む申請は受け付けておりません。(なお、「偏心率の計算」を含む申請等については、今後、業務対象にできないか総合的に検討することとしています。) 「設計住宅性能評価」取得前に建築確認申請を行うことは可能ですが、確認済証の交付3日前までに「設計住宅性能評価書」の写し等を提出して頂くこととなっています。まずは事前審査申請をお願いします。 仕様基準で申請は可能です。「性能評価を取得」に伴い変更が生じた場合は、「軽微変更」等の手続きが必要になる場合があります。 ご指摘のとおり①～④を重複する変更はルートBにはなりません。 「省エネ適判」の審査期間だけ長くなるものと思われますが、「省エネ適判」と「建築基準法の審査」と平行して行う場合は、ほぼ変わらない例もあります。なお、所管行政庁の省エネ適判に係る審査期間は標準で14日以内とされています

石川県建築住宅センター講習会における質疑回答について(基準法関係)

	質 疑	回 答
13	①ユニット鉄筋の場合、この認定書※²を添付すれば問題がないか ②①の際に他追加で添付が必要な書類はあるか (金沢市役所は構造詳細図にユニット鉄筋の記載があれば他提出書類はなしでOK)	①②について お尋ねの評定書(ユニット溶接)は、H12建設省告示第1347号の基準の適合する旨の評定であると記載されています。 審査マニュアル(P118)には、フック付き鉄筋または同とのユニット鉄筋とされていますので、貴見お見込とおりです。 なお、センターでは、図面等に「緊結する」と明記することのみを求めており、緊結方法の選択については、設計者に委ねられています。